

⑤ 韓国

報告者:片桐 由喜(小樽商科大学)

1. 韓国における暴力・虐待法制の特徴

韓国の近親者による家庭内虐待・暴力関連法には、被害者を特定しない一般法がある。わが国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に類する配偶者間暴力に特化した法律は存在せず、この場合の事案には、前記一般法が適用される。また、児童虐待・高齢者虐待は既存の児童福祉法および老人福祉法を改正し、虐待関連条文が新設された。なお、障害者に対する虐待が近親者から行われた場合には、前記一般法が対応することになる。

2. 「家庭暴力防止および被害者保護等に関する法律」について

同法(以下、DV法)は後述する「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法(以下、特例法)」とともに立法(1997年)・施行(1998年)された。日本DV法制定(2001年)に先んじての立法である。

DV法は、家庭内暴力・虐待の被害者に対する相談、保護に関する規定をおく。日本DV法の「第二章 配偶者暴力相談支援センター」におかれている規定とほぼ同じ内容であり、その適用対象は配偶者間暴力に限定されず、家族間暴力・虐待のあらゆる事例に適用される。ただし、児童および高齢者の虐待については個別規定があることから、同法は、主として配偶者間の暴力事案に適用される。

2007年改正において追加された4条の3は小中学校の校長は家庭暴力の予防と防止のために必要な教育を実施しなければならないとし(参考:日本DV法24条)、4条の4は、家庭暴力被害者を雇用する者は、被害者を解雇するなどの不利益を行ってはならないことを定める。

(1) 相談

国家・地方公共団体は家庭暴力関連相談所を設置運営できるとされ(DV法5条1項)、また、それ以外の者は市長等自治体の長に届出をすることで、相談所を設置運営することができる(5条2項)。後述するように、実際の相談所運営は、ほぼ民間団体によって担われているといつてよい。

上記相談所の主たる業務は以下の通りである(6条)。

- ① 通告受付及び相談
- ② 一時保護、病院または保護施設への引渡し
- ③ 加害家族の告発等、法律事項の諮問のため、弁護士会、法律扶助法人への支援要請

【特記事項】

家庭内暴力・虐待の迅速な通告、安全の保護を目的として、2009年に365日24時間体制のホットライン制度「女性緊急電話」が設けられた(新設4条の6)。これは全国、どこからでも「1366」に電話すると、発信地を管轄する地域内の相談拠点につながり、相談をすることができる。

この拠点は全国に16か所に設置され、非営利法人等、民間団体への委託を原則とするが、現在、3か所は自治体直営である。なお委託権者は、女性家族部長官である。2006年度の相談件数は約15万5000件(出典:女性家族部「2007年全国家庭暴力実態調査」)であった。

(2) 保護

国家・地方公共団体は家庭暴力被害者の保護施設を設置運営でき(7条1項)、社会福祉法人、それ以外の非営利法人も市長等の認可を受けて保護施設を設置運営できる(7条2項)。

① 保護施設の種類 (7条の2)

- ・ 短期保護施設 6ヶ月の範囲内で保護。ただし、3ヶ月を限度に1回のみ延長可能。
- ・ 長期保護施設 2年以内。
- ・ 外国人保護施設 配偶者が韓国人である外国人被害者を2年の範囲で保護。
- ・ 障害者保護施設 障害者福祉法の適用を受ける障害者を2年の範囲で保護。

② 保護施設の業務

保護施設が行う主たる業務は下記の通りである。

- ・ 住居・食事の提供
- ・ 心理的安定と社会的適応のための相談および治療
- ・ 疾病治療と健康管理のための通院等、医療支援
- ・ 捜査機関の調査、裁判所の証人尋問への同行
- ・ 法律扶助機関等に必要な協力支援の要請
- ・ 自立自活教育の実施と就業情報の提供

(3) 実施機関

相談施設及び保護施設の設置主体は国または地方公共団体、あるいは民間非営利団体(15条)である。しかし、先述の通り、両施設ともに民間団体によって、ほぼ設置運営されている。相談施設は、全国に家庭内暴力を専門とする機関が275ヵ所、家庭内暴力と性暴力の両方を対象とする統合相談機関が28ヵ所ある。代表的な相談機関は「韓国家庭法律相談所」、「大韓家庭法律福祉相談院」、「韓国女性の電話」、等である。また保護施設は35ヵ所ある。

民間団体が相談・保護業務を担うことを想定して、DV法13条1項は、施設の設置運営にかかる経費の一部をこれらの団体に補助することができると定める。また、相談・保護が担当する相談員等の資質に大きく影響されることから、施設従業員の資格、研修について詳細な規定がおかれている(8条の2、8条の3)。

【特記事項】

家庭内暴力を通告・受理に始まり、安全の確保・自立支援までを迅速に、かつ、被害者に精神的・被害者の相談・捜査過程における二次被害-、経済的負担をかけないことを目的として、韓国では「女性暴力被害者 one stop 支援センター」が設立された。これは、相談、治療、法律相談、捜査を1ヶ所で24時間体制で運営しようというものである。設置場所は医療機関内であり、2005年、ソウル警察病院に最初のセンターが開設され、現在15のセンターが各地に設置されている。

3. 「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法」について

「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法」は、家庭内暴力に行った加害家族に対し、通常であれば刑法が適用される場合に、事件発生の方が家庭であることを考慮して、刑罰ではなく保護処分を課すものである。その趣旨は同法 1 条において「家庭暴力犯罪を犯した者に対し、環境の調整と性行の矯正のための保護処分を課すことをもって、家庭暴力犯罪により破壊された家庭の平和と安定を回復し、健全な家庭をつくり、被害者と家族構成員の人権を保護することを目的とする」との文言に表れている。すなわち、刑罰ではなく加害家族の更生を期した処分を課すことにより、家族関係の修復等、家族再統合をめざそうというものである。この点、日本DV法がその全文に、特例法 1 条のような家族再統合を企図した文言はなく、むしろ被害配偶者の自立支援、暴力からの隔絶を強調している。ここに両者の家庭内暴力法の立法趣旨ないしは理念の相違が見られる。

特例法の定める保護処分は、日本DV法第四章が定める保護命令とほぼ、同じである。ただし、日本DV法が被害者からの申立により保護命令手続きが始まり、同手続きは民事訴訟法の規定が準用されるのに対し(同法 21 条)、特例法の保護処分は加害家族に対する警察の捜査、逮捕等を契機とし、一連の手続きは刑事訴訟法が準用される(特例法 55 条)。この点も日韓DV法の異なる点である。

ところで、韓国刑事訴訟法 224 条は「自己または配偶者の直系尊属を告訴することができない」と定めるところ、特例法 6 条はこれを排し、告訴を可能とする。

(1) 定義

特例法は、家庭内暴力に関する定義をおき(2 条)、DV法がそれを一部、準用している。それによると、

- ① 家庭暴力:家庭構成員の間での身体的、精神的または財産上の被害を伴う行為。
- ② 家庭構成員:
 - i 配偶者(事実上婚姻関係にある者を含む。以下、同様)または配偶者関係にあった者。
 - ii 自己又は配偶者と直系尊卑属関係【事実上の養親関係を含む。以下同じ】にある、又はあった者。
 - iii 継父母と子の関係または嫡母と庶子の関係にある、またはあった者。
 - iv 同居する親族関係にある者。
- ③ 家庭暴力犯罪:家庭暴力であって、特例法が列挙する刑法上の罪。傷害、遺棄、監禁、脅迫、等、10 項目が列挙されている。。
- ④ 家庭暴力行為者:家庭暴力犯罪を犯した者
- ⑤ 被害者:家庭暴力犯罪により、直接的に被害を受けた者
- ⑥ 家庭保護事件:家庭暴力犯罪により、この法による保護処分の対象となる事件
- ⑦ 保護処分:裁判所が家庭保護事件に対し、審理を経て行為者に課す第 40 条規定の処分
- ⑧ 児童:児童福祉法 2 条 1 号に規定する者

(2) 特例法の適用

特例法は、家族間で発生した刑事事件についての特別法である。それゆえ、同法 3 条は、家庭暴力犯罪に対しては同法を優先して適用すると定める。

① 検察における保護処分決定

同法は、家庭内暴力事件が警察に通告され(4条)、それに基づき警察による介入が始まるところから適用される。そして、警察官が当該事件を検察官に送致し(7条)、まずは検察レベルで事件を保護処分相当とするか、刑事処分とするかの判断がなされる(9条)。

すなわち、検事は警察から送致された家庭暴力事件の性質、動機および結果、行為者の性行等を考慮して、保護処分相当と判断したときは当該事件を家庭保護事件として処理し、家庭裁判所へ送致する。この場合、被害者の意思を尊重しなければならないことが付されている。

検事の段階で、刑事罰相当との判断がなされれば、裁判所に起訴される。ところで、刑事処分相当として裁判所に起訴、その後、裁判所の段階で保護処分決定が出されるとしても、それまでに時間がかかり要する。そこで、韓国では2003年からモデル事業として検察官による「相談条件付起訴猶予」が実施されてきた。民間団体運営の相談所が実施する加害者更生プログラム受講を条件に起訴猶予するというものである。一定の成果が見られたことから、2007年改正において、9条の2「検事は家庭暴力事件を捜査した結果、行為者の性行矯正のため、必要であると認めるときは相談条件付起訴猶予をすることができる」が追加された。

② 家庭裁判所における保護処分決定

裁判所は、検察から起訴された家庭暴力犯罪を審理した結果、特例法による保護処分が相当であると判断した場合には、家庭保護事件の管轄である家庭裁判所に当該事件を送致することになる(12条)。この場合も被害者の意思を尊重しなければならないとの規定がある。

(3) 保護処分の種類

日本DV法の保護命令がもたらす、加害者に対する接近禁止命令、退去命令、被害者との面会、連絡の禁止等、当事者の隔絶が中心である(日本DV法10条)。特例法はこれに加えて、加害行為者自身の矯正を目的とする処分が含まれており、同法の趣旨を反映している。

- ① 行為者が被害者または家庭構成員に接近する行為の制限
- ② 行為者が被害者または家庭構成員に「電気通信基本法」2条1項の電気通信を利用して接近する行為の制限
- ③ 親権者である行為者の被害者に対する親権行使の制限
- ④ 「保護観察等に関する法律」による社会奉仕・受講命令
- ⑤ 「保護観察等に関する法律」による保護観察
- ⑥ DV法が定める保護施設への監護委託
- ⑦ 医療機関への治療委託
- ⑧ 相談所等への相談委託

(注)前記①～③および⑤～⑧は6ヶ月、④は200時間を、原則、超過できない。

特例法16条は上記保護処分が確定したときは、当該行為者に対し、同一の犯罪事実により、再度公訴を提起することができないと定める。しかし、保護処分の実効性を担保するため、前記④～⑧までの保護処分を履行しないときは、同処分を取り消し、検事もしくは裁判所に送致される(46条)。また、前記①～③の保護処

分を履行しない場合は、当該行為者に対し、2年以下の懲役、もしくは2000万ウォン以下の罰金または拘留に処される(63条)。

(4) 加害者更生プログラム

DV加害者に対する更生を目的として、社会奉仕・受講命令、あるいは相談委託が設けられている点はわが国のDV法と大きく異なる点である。これは既述の通り、韓国法がDV当事者、とりわけ配偶者間の関係修復を法の目的の1つにしているからである。

「保護観察等に関する法律」15条1項は、DV法が定める上記④の規定を保護観察官が執行すると定め、その実施機関として、同法61条は保護観察官がその執行の全部または一部を国公立機関ないしは他の団体に委託することができるとする。

また、⑧相談所への相談委託は先にかかげた民間相談所のうち、人員等、相談体制が整っている相談所を各地の家庭裁判所及び検察庁が選定し、業務を委託することによって実施されている。

4. 児童虐待

韓国における児童虐待は1970年代後半から、散見されるようになり、一部の団体が児童虐待防止組織を立ち上げ始めた。韓国社会福祉協議会による児童虐待告発センター(1979年)、韓国子ども保護会による相談電話事業(1983年)、ソウル市立児童相談所による児童権益保護申告所(1985年)、等である。しかし、社会の無関心、児童虐待に対する認識の低さにより、実効性を挙げることができず、大半は閉鎖・解散することとなる。

児童虐待に対する世間の関心を高め、政策の転換を促した深刻な児童虐待事件が1998年、1999年と相次いだ。これらの事件を契機に、2000年児童福祉法が全文改正され、児童虐待に関する規定が新設された。

【特記事項】

改正のうち注目されるのは、これまでの児童福祉指導員を特別職公務員から社会福祉専門公務員と位置づけたこと、児童虐待に関してもホットラインを設置し、早期発見、通告を迅速容易にしたこと、および体系的かつ統一的な保護サービスの提供を図るため、児童保護専門機関を全国に設置したことである。

(1) 定義

児童福祉法による定義は下記の通りである(2条)。

- ① 児童:18歳未満の者
- ② 保護者:親権者、後見人、児童を保護、養育、教育する、ないしは、その義務がある者、または業務・雇用等の関係により事実上、児童を保護・監督している者
- ③ 児童虐待:保護者を含む成人により、児童の健康・福祉を害し、正常な発達を妨げる身体的、精神的、性的暴力、または過酷な行為及び児童の保護者により行われる遺棄と放任。虐待行為については、さらに禁止行為として詳細に規定されている(29条)。

(2) 実施機関

2000年の法改正により児童虐待を専門に扱う児童保護専門機関が設置されることとなった。わが国の児童相談所は虐待事例のみならず、障害児の判定など多様な業務を担当しており、日韓で差異が見られる点である。

専門機関は1ヶ所の中央児童保護専門機関と全国44ヶ所に設置されている地域児童保護専門機関の2種類があり、前者は国家が、後者は地方自治体がおくとされるが、保健福祉部長官ないしは自治体の長が非営利法人を各機関に指定し、その運営を委託することができる(24条)。実際、45の専門機関のうち、自治体直営は2ヶ所のみであり、ほかはすべて社会福祉法人等、民間団体が指定・委託されている。

中央保護専門機関は児童虐待防止に関する研究、防止・保護のプログラム開発、相談員教育、研修、広報等、全体を統括する業務を担い、地域保護専門機関は虐待事例に対応する現場の第一線機関として、通告受付、緊急保護、調査、虐待行為者に対する相談・教育等の活動を行う(25条)。

これらの機関に対し国は、その設置運営に要する費用の全部または一部を補助することができる旨の規定がおかれている(31条)。

(3) 通告と保護措置

① ホットライン設置

児童虐待の予防、早期発見を目的として緊急電話の設置が国および地方公共団体に義務づけられている(23条2項)。「1577-1391」は中央および各地の児童保護専門機関、「129」は保健福祉部が、それぞれ24時間体制で運営している。

② 通告義務

児童福祉法26条2項は、各号に該当する者は、その職務上、児童虐待を知った時には、直ちに保護専門機関または捜査機関に通告しなければならないと定める。その主な職種は下記の通りである。

- ・ 初中等教育法による教員
- ・ 医療法により医療機関において医業を行う医療人
- ・ 児童福祉施設の従事者およびその長
- ・ 障害者福祉法の定める障害者福祉施設で障害児に対する相談、治療、訓練または療養を行う者
- ・ 乳幼児法が定める保育施設の従事者、幼児教育法が定める幼稚園の長、教職員および従事者
- ・ 消防基本法の定める救急隊の隊員
- ・ DV法の定める相談所の相談員および家庭暴力被害者保護施設の従事者
- ・ 児童福祉指導員および社会福祉専門公務員、等。

③ 保護

通告により現場に出動した保護専門機関職員あるいは警察官は、虐待行為者から児童を隔離し、その状況に応じて、以下の措置をとるよう自治体の長に依頼する(27条・10条1項)。

- ・ 保護者等に対し、その家庭で保護養育ができるよう、必要な措置をとること
- ・ 里親委託

- ・ 施設での保護ではなく、里親委託を促進しようとして、2005 年法改正において「中央・地域家庭委託支援センター」を設置する規定をおいている(28 条の 2, 28 条の 3)。
- ・ 児童福祉施設への入所措置
- ・ 10 条 3 項は自治体の長が児童に施設入所措置をとる際には、その保護者の意見を聞かなければならないと定める。保護者の「同意」を必要とするわが国の児童福祉法 27 条 4 項とは異なり、「意見を聞く」ことが求められているに過ぎない。

5. 高齢者虐待

韓国における老人虐待対策は、老人福祉法改正以前は民間団体が自発的限定的に行っていたに過ぎなかった。地域社会福祉会館が運営する老人虐待予防センターはその主たるものであった。高齢者虐待が社会問題として認知されるようになり、民間レベルでの対応では不十分であるとして、2004 年老人福祉法が改正され、国・地方公共団体が積極的に関与するようになったのである。

(1) 定義

同法 4 条は老人虐待を「老人に対し、身体的・精神的・性的暴力および経済的搾取または過酷な行為をしたり、または放任をすること」と定義する。

ところで、わが国の高齢者虐待防止法は 2 条 1 項で高齢者を 65 歳以上の者と規定するのに対し、韓国老人福祉法は老人の定義規定がない。ただし、公共施設利用料金の割引等の敬老優待(同法 26 条)、老人福祉施設の入所等の要件が(28 条)、65 歳以上であることから韓国法においても、一般に老人は 65 歳以上の者とすると考えられている。

(2) 実施機関

児童虐待の場合と同様に、老人福祉法もまた、2004 年改正時に国または地方公共団体に老人虐待に関する業務を専門的に行う老人保護専門機関の設置を義務づける規定を新設した(39 条の 5)。そして、法は既存の老人福祉施設を同機関として指定できるとし、実際上も、社会福祉法人など民間団体が虐待に関する業務を担っている。現在、ソウルに 1 つの中央老人保護専門機関、地方に 20 の老人保護専門機関がおかれている。

(3) 通告と保護

① 通告

他の家庭内暴力・虐待法制同様、老人福祉法も老人虐待の早期発見、防止のための緊急電話を設置することを国および地方公共団体に義務づけている(39 条の 4)。この場合の電話番号は「1577-1389」である。この番号をダイヤルすると、発信地を管轄する老人保護専門機関につながる。

また、特定の職業についている者には、虐待の通告を義務づけている(39 条の 6)。主な者は下記の通りである。

- ・ 医療機関で医療業を行う医療人

- ・ 老人福祉施設の町および従事者
- ・ DV法の定める家庭暴力関連相談所の相談員および保護施設の従事者
- ・ 老人福祉相談員および社会福祉事業法に規定する社会福祉専門公務員、等。

② 保護

虐待の通告を受けて、虐待行為者からの分離、施設への一時保護を経た後(39条の7)、どのような措置をとるかは、保護専門機関が判断する(39条の51項2号～5号)。そして、原家庭に戻す場合は、虐待行為者に対する相談・教育、一時保護後に原家庭に戻らない場合は老人福祉施設へ入所措置手続きをとることになる。

■参考文献

- 1 内閣府男女共同参画局「東アジアにおける配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究」(2008年)
- 2 정현미「家庭暴力犯罪に対する相談条件付起訴猶予の導入検討」『家庭暴力関連相談法制改正方案』(韓国家庭法律相談所、2006年)9～32頁。
- 3 안미영「相談条件付起訴猶予制度の法制化に対する検討」同 65～70頁。
- 4 韓国家庭法律相談所『2008年度 相談統計』
- 5 中央児童保護専門機関『2008年度 全国児童虐待現況報告書』
- 6 中央老人保護専門機関『2008年度 老人虐待現況報告書』